

自転車通学規定

1 自転車通学基準

(1) 学校よりJR肥薩線以遠の生徒、及び国道219号線以遠の生徒、及び国道東間交差点以遠の生徒は自転車通学を許可する。(詳細は学校所有の地図による)

(2) 上記の地域以外でも身体的理由により特段の配慮が必要と校長が判断した生徒については、自転車通学を許可する場合がある。

2 自転車通学規則

(1) 乗車時はヘルメットを着用し、あごひもをきちんとしめる。

(2) 乗車時は安全タスキを着用する。

(3) 雨天時は合羽を着用する。(自転車に常備すること)

(4) 安全性に欠ける自転車の利用は禁止する。

(5) 二人乗り、傘さし運転、並進、右側通行は絶対しない。(法律で禁止されています)

(6) 自転車駐輪場では、必ず二重ロックをする

(7) 安全のため、バック等を積むための荷台がある自転車とする。

(8) 次の点を整備しておく。

- ・通学許可シールの添付、ブレーキ、ハンドル、ベル、反射鏡、タイヤ、サドルの高さ(両足着地)、ライト

(9) 防犯登録をする。

(10) 乗車時、一中バッグについては、荷紐等で荷台に固定するか、両肩に背負う。ななめがけは禁止。

(11) 学校敷地内では自転車を押して歩く。また、下校時は学校敷地内でも必ずタスキを着用する。

(12) 駐輪時、ヘルメット・タスキを荷台に荷紐等でくくりつけ固定する。 ※は昨年度より変更

3 規則違反者の措置

●ノーヘル(あごひもをきちんとしていない場合もノーヘルとみなす)

●傘さし運転

●二人乗り

●無断で自転車通学をした場合、停止期間中に乗った場合

●危険行為

上記の場合は一週間の停止(鍵を1週間預からせていただきます。) ※無断通学は別途指導もあり

●タスキなし

●不備な自転車または許可されていない自転車の使用

●駐輪の際に、2重ロックをしていない

●駐輪の際に、荷台にヘルメットを固定していない

●その他、不相当と思われる行為をした場合

上記の場合は1回目注意、2回目反省文、3回目以降は一週間の停止。(鍵を1週間預からせていただきます。)

※徒歩通学生の部活動での自転車使用も上記の規定に準ずる。

※ノーヘル、傘さし運転、2人乗り、無許可通学、不相当行為、危険行為については、登下校時に限らず、全生徒を罰則の対象とする。

※水の手橋は、本校の通学路として認めないため、登下校時の通行を一切禁止する。